

法恩寺年譜 五六—六一

(埼玉県入間郡越生町 法恩寺所藏)

仁和寺文書 六二—六八

(京都市右京区御室 仁和寺所藏)

徳禪寺文書 六九—七四

(東京大学史料編纂所刊『大日本古文書』家わけ第十七 大徳寺文書之二)

高山寺文書 七五

(京都市梅尾 高山寺所藏)

越生^②左馬允有道鎌倉の御下文を以って、武藏國吾那上下、越生郷臺豆土・春日原庄廣瀬郷内、幡磨國賀古庄、但馬國日置郷墾田屋敷等を寄附するの文に云く、

下す、武藏國吾那春原廣瀬郷・越生郷^③住人

早く左馬允有弘が讓狀^④に任せ、有道・有高を以つて地頭職たるの事、

右の人、有弘の讓に任せて、彼の職たるべきの狀、鎌倉殿の仰せ^⑤に依つて下知件^⑥の如し、以つて下す、

承元二年三月十三日 惟宗^{（孝實）} 在判

前圖書允清原在判^{（請定）}

散位中原朝臣同^{（仲兼）}

散位藤原朝臣同^{（行政）}

書博士中原朝臣同^{（師俊）}

五六、將軍源實朝 家政所下文寫

（法恩寺年譜）

越生^⑦左馬允有道以鎌倉御下文、寄附武藏國吾那上下、越生郷臺豆土、春日原庄廣瀬郷内、幡磨國古庄、但馬國日置郷墾田屋敷等文云

下 武藏國吾那春原廣瀬郷越生郷住人

可令早任左馬允有弘讓狀、以有道・有高爲地頭職事、右人、任有弘之讓、可爲彼職之狀、依鎌倉殿仰下知如件以下、

承元二年三月十三日 惟宗^{（孝實）} 在判

前圖書允清原同^{（請定）}

散位中原朝臣同^{（仲兼）}

散位藤原朝臣同^{（行政）}

書博士中原朝臣同^{（師俊）}

〔語注〕

① 法恩寺（ホウオンジ）

埼玉県入間郡越生町に所在する真言宗智山派の寺院で、松溪山という。当寺は天平十年（七三八）頃、行基菩薩の東国遊行のときの創建と伝える。本尊の大日・釈迦・弥陀・薬師・観音の五体はいずれも行基作という。その後、保元・平治のころの兵乱によって住僧が寺を捨て山林に隠れたため、堂宇仏閣の名だけ残って廃寺となる。文治年中（一一八五―九〇）倉田孫四郎基行なる者が出家して端光坊と号し、その妻妙泉尼とともに当寺再興を源頼朝に嘆願した。頼朝は越生次郎家行に命じて再興させ、建久元年（一一九〇）八町四方の寺地を賜わった。それより以前法相宗であったのを天台宗としたが、中興開山栄曇が応永五年（一三九八）三月に入山して大道場を開いてから、真言宗に転宗した模様である。

天正十九年（一五九一）徳川家康より寺領二〇石の

朱印地をえた。法恩寺年譜のほか、天曆三年（中国元の年号で、日本の元徳二年（一三三〇）にあたる）中国招来の「釈迦三尊しやくかさんぜん及び阿難迦葉像あなんかしやうざう、鎌倉末期の作と伝えられる「高野明神像こうやみんじんざう」「丹生明神像にぶみんじんざう」などの仏画を蔵している。〔埼玉大百科事典〕④参照。埼玉新聞社刊。

② 越生氏（オゴセン）

武蔵七党児玉党の一族。入西三郎太夫資行の三男有行が入間郡越生郷に住して越生新大夫と称し、越生氏の祖となる。有行には長子を右馬允有弘、二男を二郎別当有頼、三男を四郎有平といい、三子がみえる。承元二年（一二〇八）三月十三日、鎌倉幕府政所下文によって越生有高に越生郷以下の地頭職を確認しているが有高は有弘の後裔か。また永仁五年（一二九七）の越生経村への下文に越生郷田畠在家、但馬国日置郷、紀伊国系我庄、播磨国加古庄内一分地頭職を安堵している。また、太平記に武蔵国の住人越生四郎左衛門が延元元年（一三三六）北畠顕家を討ち取り、高師直から御感の御教書を賜わったことがみえる。

③越生郷（オゴセゴウ）

中世において武蔵国入間郡及び比企郡内で称された郷名。現在の埼玉県入間郡越生町。国鉄八高線と東武鉄道越生線の接続駅。県立黒山自然公園の黒山三滝や堂山にある越生梅林への玄関口として発達。駅前には越生氏ゆかりの松溪山法恩寺がある。

文安三年（一四四六）吾那左衛門尉の寺領寄進状に「入西郡越生郷恒弘名之内田代村万菊在家」と見え、いまの越生町古池に田代の小字があるのでこの附近をいうか（『埼玉大百科事典』①参照。埼玉新聞社刊）。

④譲状（ユズリジョウ）

所領など財産等を譲渡する際、権利の移転を証明するために譲渡者が作成して被譲渡者に与えた文書をいう。この場合は、越生有弘の譲状をいう。

⑤鎌倉殿の仰せ（カマクラドノオオセ）

鎌倉幕府の将軍（この場合は源実朝）の意思をあらわす。

⑥下知（ゲチ） 命令の下達をいう。

〔解説〕

承元二年（一二〇八）三月十三日付で越生有弘の譲状の旨に任せて越生有道・有高の武蔵国吾那春原広瀬郷・越生郷の地頭職を安堵した將軍家下文である。

一般に財産等の譲渡に対してその権利の移転を証明する譲状が立てられる。これによって被譲渡者は取得した財産等の権利を証明する証文を得たことになる。

しかし特に幕府の御家人の場合は、その譲状の法的効力を得るために被譲渡者は幕府に申請して幕府の確認||安堵をえなければならなかった。これは御家人役との関係で地頭御家人として將軍が認知する必要から生じた手続と思われる。従ってこの下文は被譲渡者である有道・有高の申請にもとづいて有弘の譲状の趣旨を確認したものである。当時これを譲与安堵といった。

越生左兵衛尉有道・末永に食邑を僧戸に寄附するの牒に曰く、左兵衛尉有道・末永に譲るところ、

一、武藏國吾那上下、治承六年・承元二年の御下文を相添える、

一、同國越生郷臺の屋敷、並びに水口の田・大豆土等、

一、春原莊廣瀬郷内弥平太在家・源藤次在家・彌次郎在家・紀平太在家並びに田一町等、

一、幡磨國賀古莊天王寺領三分の一等、

一、但馬國日置郷 御下文相い副える

右、兄弟何事も言い合すべし、中惡しく忝るべからず、有道子無ければ、則ち末永の子に附くべし、末永子無きは、則ち有道の子に附くべし、子孫庇に此の掟を守るべし、仍って讓狀件の如し、

寶治元年六月四日

有高法名也

意佛判

五七、越生有高讓狀寫（法恩寺年譜）

越生左兵衛尉有道・末永・寄附食邑僧戸之牒曰、讓所左兵衛尉有道・末永

一、武藏國吾那上下治承六年承元二年御下文相添

一、同國越生郷臺之屋敷并水口之田大豆土等

一、春原庄廣瀬郷内彌平太在家、源藤次在家彌次郎在

家・紀平太在家、并田一町等、

一、幡磨國賀古莊天王寺領三分一等、

一、但馬國日置郷 御下文相副

右、兄弟何事可言合、中惡不可忝、有道無子、則可附末永之子、末永無子、則可附有道之子、子孫應守此掟、仍讓狀如件、

寶治元年六月四日

有高法名也

意佛判

〔語注〕

① 御下文 (オンクダシブミ)

將軍家の譲与安堵の下文をいう。承元二年のそれは前号の承元二年三月十三日將軍朝源実家下文をさす。譲渡による権利の移転にともないこの譲状に証文として添えられた。

② 在家 (サイケ)

隷属性の強い農民の住屋とその付属の園・宅地・田地を含めた単位。田地の付属する場合は特に田在家といた。中世の在地領主の支配単位。

③ 賀古荘 (カコノシヨウ)

嘉元四年(一二〇六)の永嘉門院御領目録(竹内文平氏所蔵文書)には賀古荘について

「播磨国賀古庄御管領、但後高倉院法華堂領」とみえる。

④ 日置郷 (ヘキゴウ)

但馬国太田文に

「日置郷百四拾六町七反百九拾四歩地頭越生兵衛
太郎長経」
とみえる。

⑤ 忸る (オッる)

忸は忸の異体。恐る、怖る、気づかう、あやぶむの意。

〔解説〕

宝治元年(一二四七)六月四日 越生有高(法名意仏)が但馬国日置郷以下の所領を越生有道・末永兄弟に譲渡した譲状である。

譲状の文言に「右、兄弟何事も言い合すべし、中なか悪しく忸るべからず、有道子無きは、則ち末永の子に附くべし、末永子無きは、則ち有道の子に附くべし、子孫まさ庇おきてに此の掟おきてを守るべし」と教訓している。してみると末永と有道は兄弟であろう。惣領制的な族的結合を強化することによって家門の存続をはかろうとしている父親の配慮が知られて興味深い。

下す、左兵衛尉有道・有直本名末永

早く領知せしむべき、武藏國吾那入西郡越生郷

水口田まあと豆土等・春原庄廣瀬郷内田在家員數名字讓狀

に見(挿)・幡磨國賀古莊田在家員數名字・但馬國日置

郷等地頭職の事、

右、左衛門尉有高法師法名意佛今年六月四日の讓狀に

任せ、彼の職として先例を守り、沙汰致すべきの

狀件の如し、

(藤原頼嗣)

寶治元年十月一日

證文
在判

五八、將軍藤原頼嗣家下文寫(法恩寺年譜)

下、左兵衛尉有道・有直本名末永

可令早領知、武藏國吾那入西郡越生郷水口田豆土

等、春原庄廣瀬郷内田 在家員數名字・幡磨國賀古

庄田在家員數名字・但馬國日置郷等地頭職事、

右、任左衛門尉有高法師法名意佛今年六月四日讓狀、爲彼

職守先例、可致沙汰之狀如件、

寶治元年十月一日

證文
在判

〔語注〕

①領知(リョウチ)

領掌ともいい、中世では一般に知行といった。所領を領有し支配することをいった。

〔解説〕

宝治元年(一二四七)十月一日さきの越生有高(法名意仏)の同年六月四日の讓狀の趣旨を確認した讓与安堵の下文である。

越生太郎長經讓狀を以って僧戸を寄附するの文に曰く、

太郎長經に、讓り渡す^①、武藏國越生郷の屋敷田^②在家、同國吾那保の在家野島・山、同國春原莊廣瀨名の田在家・但馬國日置郷・幡磨國賀古莊^(掃)の田在家、重ねて限り有る所役は、先例に任せ沙汰致さしむべきの狀、仰せによつて、下知するところ件の如し、

さきの讓狀では讓渡すべき所領の書上げであつたが、ここでは但馬國日置郷以下の地頭職の安堵となつてゐることに注意したい。讓与安堵の下文が地頭御家人として認知を示すものであることが知られる。

五九、關東下知狀寫(法恩寺年譜)

越生太郎長經以讓狀、寄附僧戸文曰

讓渡 太郎長經、武藏國越生郷之屋敷田在家、同國吾那保之在家野島^{はた}山、同國春原莊廣瀨名の田在家、但馬國日置郷・幡磨國賀古莊^(掃)之田在家、重有限所役者、任先例可令致沙汰之狀、依仰、下知如件、

建治二年十二月十一日

左兵衛尉平在判

建治二年十二月十一日

左兵衛尉平在判
(北條義宗)

散位藤原朝臣在判

沙彌 在判

〔語注〕

① 譲り渡す(ユズリワタス)

譲状の書出し文言。「譲与」とも記す。

② 田在家(タザイケ)

農民の住屋に田地が付属したもの。在地領主の支配単位。

③ 限り有る(カギリアス) 一定のという意。

〔解説〕

この文書は、建治二年(一二七六)閏三月七日 越生経高の譲状の趣旨に従い、越生太郎長経に譲与えられた但馬国日置郷以下の所領の確認をおこなった譲与安堵の下知状である。

幕府の安堵については一般に嫡子には下文が発給さ

散位藤原朝臣在判

沙彌 在判

れ、嫡子以外の庶子には下知状が用いられたという。ところが嘉元元年(一一三〇三)幕府は法規を改め、譲与安堵にはすべて申請者の提出した譲状の袖(右袖)にこれを安堵する旨の文言を書き込むようになった。これを安堵の外題といった

(佐藤進一著『古文書学入門』法政大学出版局一四七頁)。

越生太郎長經の子豊王丸并びに母に寄附する讓狀、並びに墾田の文に曰く、

豊王丸に譲り渡す

一、武藏國吾那越生の屋敷名の田、五郎入道が在家・次郎が在家・新三郎入道が在家・田一町水の口前の田等也、

一、但馬國日置之郷、同じく御下文

一、紀伊國伊都賀莊、同じく御下文

一、鎌倉由井堂の下之谷地堂

右、太郎經高建治二年閏三月七日、讓狀をしたた認むると雖ども、經高が家の女房豊王を産ずる故に、長經の遺跡①一分も残らず豊王に譲るところ也、女房に譲るところの處一期②の後、豊王にこれを譲るべし、後證③のために譲り渡すところ實也、

弘安五年五月二十六日 有道長經判

六〇、越生長經讓狀寫（法恩寺年譜）

越生太郎長經之子豊王丸并母寄附、讓狀並墾田之文曰、

讓渡豊王丸

一、武藏國吾那越生之屋敷名田、五郎入道在家、次郎在家、新三郎入道在家田一町水之口前田等也、

一、但馬國日置之郷同御下文

一、紀伊國伊都賀庄同御下文

一、鎌倉由井堂之下之谷地堂

右、太郎經高建治二年閏三月七日、雖認讓狀、經高之家女房産豊王故、長經之遺跡一分不殘所讓豊王也、女房所讓之處一期之後、豊王可讓之、爲後證所讓渡實也、

弘安五年五月廿六日 有道長經判

〔語注〕

①遺跡（ユイセキ） 遺領のこと。

②一期（イチゴ）

一生の意。したがって一期の後とは女房の一生が終つてからという意。

③後証（ゴシヨウ） 後の証拠。

〔解説〕

この文書は、越生太郎長経の譲状である。長経は建治二年（一二七六）閏三月七日に父経高の譲状によつて所領の譲渡を受けたが、経高の家の女性に豊王丸が生れた。豊王丸が幼少であるところから、後見として生存中という条件をつけて女房に一時的に譲与することとしたことがみえる。即ち、長経は遺領を一期分として女房に譲与し、一期の後には豊王丸に譲与することにして譲状を立てたのである。

一般に中世の武士、地頭御家人の間では財産相続は生前処分を前提としており、生前に自筆の譲状を立て、譲与する所領及び財産を配分した。被譲渡者は改

めてこの譲状と当該の所領の手継証書類を副えて幕府へ相続認可の安堵（譲与安堵）を申請し、下文・下知状などによって確認をうけるのが慣例であったのである。

越生有道經村讓狀を以って、僧戸に寄附するの文に曰く、

早く有道經村領知せしむべき、武藏國吾那越生郷田畠在家・但馬國日置郷・紀伊國系我莊・幡磨國賀古莊内の一分地頭職の事、

右、祖父兵衛太郎長經去る弘安五年五月六日の讓狀に任せて、領掌せしむべきの狀、仰せに依って下知するところ件の如し、

永仁五年十一月二十三日

(北條宣時)
陸奥守判

六一、關東下知狀寫 (法恩寺年譜)

越生有道經村以讓狀、寄附僧戸之文曰、可令早有道經村領知、武藏國吾那越生郷田畠在家・但馬國日置郷・紀伊國系我莊・幡磨國賀古莊内一分地頭職等事、右、任祖父兵衛太郎長經去 弘安五年五月廿六日讓狀、可令領掌之狀、依仰下知如件、

永仁五年十一月廿三日

(北條宣時)
陸奥守判

〔解説〕

この文書は、さきの弘安五年(一二八二)五月二十六日の越生長經の讓狀の趣旨にしたがい、孫の越生有道經村の但馬國日置郷以下の地頭職を讓与安堵した關東下知狀である。

經村の日置郷地頭職は、南北朝内乱の過程で、日置郷地頭職半分「越生太郎左衛門尉跡」が勲功賞として三方源左衛門大夫忠時に宛行なわれているのである(尊經閣文書)。即ち、越生氏の日置郷地頭職が關所に付され、越生氏は、文和三年(一二三四)頃但馬の地から姿を消した。

〈参考〉

(足利尊氏)
(花押)

下 三方源左衛門大夫忠時

可令早領知但馬國日置

地頭職

越生太郎左衛門尉

半分

右爲勳功之賞所宛行也者

守先例可致沙汰之狀如件

文和三年七月廿八日



(法恩寺年譜原本表紙)

下 武藏國吾那卷原廣瀬郷越生郷住
 人可令早任左馬允有弘謀狀以有道
 有高爲地頭職事
 右人任有弘之謀可爲彼職之狀依錄倉
 殿仰下知如件以下
 承元二年三月十三日 惟 宗 在判
 前圖書允清原 日
 散位中原朝臣 日
 散位藤原朝臣 日
 書博士四原朝臣 日
 順德天皇建曆元年特建保祿兼久祀
 此間修伽藍祈禱天下太平
 後堀河天皇貞應壬午元仁甲嘉祿間
 此間諸方檀主寄附墾田等
 四條天皇天福元年癸亥文曆嘉禎
 後波草天皇寶治元年丁未
 越生左共衛尉有道末永寄附食邑僧方
 之牒曰謀所 左兵衛尉有道末永
 一武藏國吾那上下治承六年承元二年
 御下文相添

五六号文書將軍源政所下文写 (法恩寺年譜所収)

廳宣す^① 留守所^②

早く先例にまかせて御室^{みむろ}の御領參簡所^{だじようえ}の大嘗會用途^③を免除すべきの事、

(但馬朝來郡)

禾賀庄

(但馬氣多郡)

新井庄

(但馬出石郡)

大内庄

右の庄々、先例免除の證文顯然也、仍^まつて免除せしむべきの狀、宣するところ件の如し、

以つて宣す、

建久九年九月 日

大介高階朝臣^④(花押)

〔語注〕

①平安中期以降、国司の遙任制が一般化するに従い、国主は在京し、任国へは目代を派遣して国務をみるやり方が発生した。在京の国主は中央の命令や国務事項について留守所にあてて伝達・命令を行ったが、その

下達文書が国司庁宣(庁宣)である。

②留守所(ルスコロ)

目代及び在庁官人によつて構成される国衙の役所。

③大嘗会用途(ダイジョウウエヨウト)

天皇が即位後、はじめて新穀を以つて天照大神、及び天神地祇に捧げる一代一度の新嘗祭^{にいなめさ}の費用をいう。

④大介(オオスケ) 知行国の国主。本来ならば「某国守某」と署名すべきものを遙任国司の場合は「大介某」と署名するのだという説がある。

〔解説〕

御室仁和寺領禾賀庄・新井庄・大内庄の三箇所の莊園に対する大嘗会用途を先例免除の証文にまかせて免除すべきを但馬国主が留守所をして伝達せしめたものである。新井庄は本町域に存在した御室仁和寺領の莊園である。承久乱後、新補地頭として宇多々四郎家守が新井莊に入部したことは六四号文書にみえる。

可令早停止爲但馬國多氣地頭沼田三郎并三方

御地頭澁谷三郎日景鄉地頭越生馬允寺巧新儀

濫妨御室御領同國新井庄領事

右新狀云當庄領散在多氣下鄉一丁七段、三方鄉

七丁余、日景鄉七段之處、各稱鄉領致妨之間、當庄

民等疲兩方之責、失廻土之計、寺領滅亡畢云々

若事若實者、彼傍鄉地頭三人面々押領新井庄

領之條、甚不穩便、慳停止自由新儀、如本爲新

井庄領、可令安堵土民之狀、依仰下知如件

貞應元年七月七日

陸奥守平

六三、關東下知狀（仁和寺文書）

可令早停止爲但馬國多氣地頭沼田三郎并三方

鄉地頭澁谷三郎・日景鄉地頭越生馬允寺巧新儀

濫妨御室御領同國新井庄領事、

右、訴狀云、當庄領散在多氣下鄉一丁七段、三方鄉

七丁余、日景鄉七段之處、各稱鄉領致妨之間、當庄

民等疲兩方之責、失廻土之計、寺領滅亡畢云々

者、事若實者、彼傍鄉地頭三人面々押領新井庄

領之條、甚不穩便、慳停止自由新儀、如本爲新

貞應元年七月七日

陸奥守平

早く但馬國多氣地頭沼田三郎并びに三方郷地頭
澁谷三郎・日景郷地頭越生馬允等をして新儀を
巧み御室御領同國新井の庄領を濫妨するを停止
せしむべきの事、

右、訴狀に云く、當庄領散在の多氣郷一丁七段・
三方郷七丁餘・日景郷七段の處、各郷領と稱し妨
げを致すの間、當庄民等兩方の責に疲れ、廻土の
計を失い、寺領滅亡し畢ぬと云々者り、事若し實
たらば、彼の傍郷の地頭三人の面々新井の庄領を
押領するの條、甚だ穩便ならず、慥に自由の新儀
を停止し、本の如く新井の庄領として、土民を安
堵せしむべきの狀、仰せに依つて下知件の如し、

貞應元年七月七日

陸奥守平(北條義時)
(花押)

〔語注〕

① 濫妨（ランボウ）

不当なやり方で他人の所領を乱暴すること。

② 訴狀（ソジヨウ）

御室仁和寺（原告）の訴訟文書をいう。「訴狀に云

く」以下「云々」までがその内容。幕府は仁和寺の訴
えをいれて裁許している。

③ 廻土の計（カイドのハカライ）

あれこれ嚮策することの手だて。

④ 事若し実たらば（コトモシジチたらば）

もしも訴えが事実ならばの意。以下幕府の判決内容
をいう。

⑤ 北条義時（一一六三～一二二四） 鎌倉幕府二代

の執権。

〔解説〕

御室仁和寺領但馬国新井莊領を多氣郷地頭沼田三郎
以下が新儀の乱暴を働いたことを訴えたのに対して幕
府は、彼等地頭の自由新儀を停止せしむべきことを裁

許したものである。訴状によれば、新井荘の荘域に気多郷一町七段・三方郷七町余・日置郷七段の散在の郷領があるものと称して荘民などに年貢・課役の^{せき}誼責を^{せき}した模様であり、そのために荘民は莊園領主仁和寺と彼等郷地頭の両方からの催促にあつて方途を失うともにも寺領の滅亡に及んだとしている。なお、日置郷地頭越生馬允は「報恩寺年譜」によつて有道であることが確められる。彼等郷地頭は承久乱後に西遷した関東御家人の新補地頭であつた。

新補地頭は、承久の乱後幕府が没収した朝廷方の所領へ新たに補任された地頭で、十町毎に一町の給田、段別五升の加徴米を課す権利が与えられ、山野河海の上分は領家方と折半することなど、大幅な権限の伸張がみられたためにそれらの権限を梃子として荘民への収奪の強化と周辺寺社領への侵略を行い、領主制の強化をめざしたために領家方の訴えが瀕発した。新井荘へのこれら西遷地頭の介入もその典型的な現れである。

可令早停止爲 御室御領但馬國新井

庄地頭致新儀非法事

右如新狀者惣畝十八町八段三百廿步百十二町

七段百廿步百十二町九段十六段定畝八町七段九

也而新補地頭字多々四郎家守背傍例猥任思

惣負數謹責加徵之條難堪也々々者本居實者

甚不穩便早停止自由新儀加徵之給田就實

之負數且守 宣下之旨引募之狀依仰下知

必件

貞應二年十一月廿四日

前陸奥守平 陸奥

六四、關東下知狀（仁和寺文書）

可令早停止爲 御室御領但馬國新井

庄地頭致新儀非法事、

右、如訴狀者、惣田數十八町八段三百步、定田十三町七段百廿步、畠十二町九段十六步、定畠八町七段九十六步也、而新補地頭字多々四郎家守背傍例、猥任田畠惣負數、謹責加徵之條、難堪也云々者、事若實者、甚不穩便、早停止自由新儀、云加徵、云給田、就定田畠之員數、且守 宣下之旨、可引募之狀、依仰下知如件、

貞應二年十二月廿四日

前陸奥守平（北條義時）
陸奥（花押）

早く御室御領但馬國新井庄地頭をして新儀非法を停止せしむべきの事、

右、訴狀の如くんば、惣田數^①十八町八段三百歩、定田十三町七段百二十歩、畠十二町九段十六歩、定畠八町七段九十六歩なり、しかるに新補地頭宇多々四郎家守傍例^②に背き、猥りに田畠惣員數に任せて、加徴^③を譴責^④するの條、堪えがたきなりと云々者り、事若し實^じたらば、甚だ穩便ならず、早く自由^⑤の新儀を停止し、加徴と云い、給田と云い、定田畠の員數について、且つ^{かつ}宣下^⑥の旨を守り、引募るべきの狀、仰せに依つて下知件の如し、

貞應二年十二月二十四日

(北條義時)
前陸奥守平(花押)

〔語注〕

① 惣田數(ソウデンスウ)

新井荘全体の総田數をいう。

② 傍例(ボウレイ)

ふつう一般の慣例、しきたりをいう。

③ 加徴(カチョウ)

新補地頭に与えられた段別五升の付加と徴収できる加徴米のこと。これは定田・定畠に応じて賦課するのを原則とした。

④ 譴責(ケンセキ)

文字どおり、槍をちらつかせて暴力的に責め取ることをいう。強制的に叱り責めること。

⑤ 自由(ジユウ)

わがまま勝手、きままにの意。一般の慣例や慣習、法令などを無視してそれを乱そうとする行為をすべ「自由の新儀」として非難した。

⑥ 宣下(センゲ)

朝廷よりの命令。具体的には貞永元年十月三日、四

条天皇綸旨をさす。

〔解説〕

御室仁和寺領但馬国気多郡新井荘の新補地頭宇多々
四郎家守の新儀・非法の停止を命じた関東下知状であ
る。

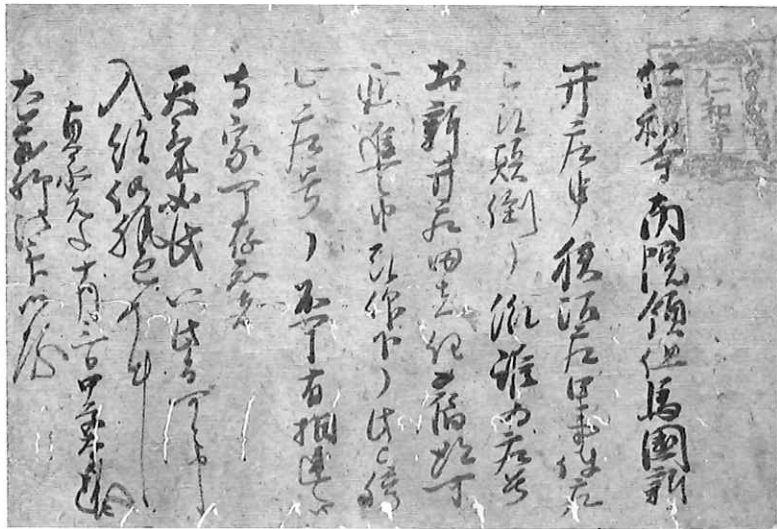
宇多々氏は、西遷の関東御家人の一人であろうか。
「但馬国太田文」には新井荘の地頭として宇多田孫三
郎入道阿妙の名がみえる。恐らく家守の子であろう。

新補地頭宇多々四郎家守の非法というのは、新補率
法に定められた地頭得分である加徴米の徴収・地頭給
田などは、荘園内の仏神田・佃・人給田・損田・井料
田などの年貢公事免除の除田を差引いた定田（じょう
でん）・定畠を対象として算出すべきものであり、しか
も下地（したじ）進止権などは認められていなかったに
もかわらず、家守は新補地頭の権限と称して除田を
含めた新井荘の総田数に加徴米・地頭給田を賦課して
直接荘民を譴責したというのである。

そこで領家方の仁和寺ではこの宇多々家守の非法を

幕府に訴えたために、幕府は下知状を下して家守の非
法の停止を命じたものである。

ここには新補率法のあり方、またそれを挺子とした
新補地頭の荘園侵略の動きが知られて興味がある。



六五、四條天皇綸旨^①（仁和寺文書）

仁和寺南院領但馬國新

井庄申、狹沼庄田事、件庄

被致顛倒了、從雖爲庄号、

於新井庄田者任舊跡可

延進之由被仰下了、此上停

止庄号了、不可有相違之由

寺家可存知者、

天氣如此、以此旨可被申

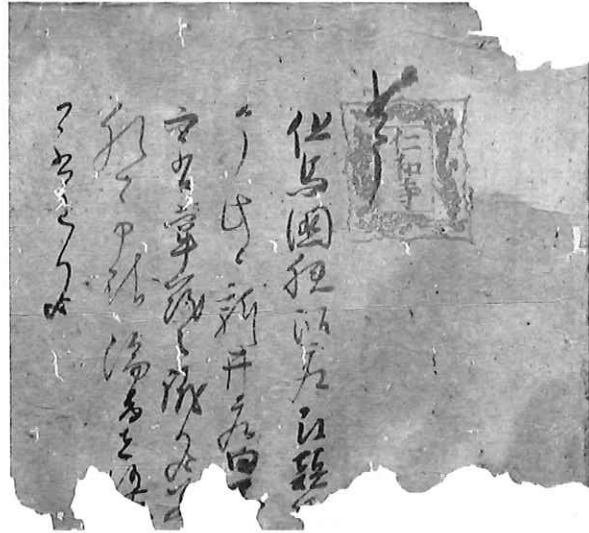
入給、仍執達如件、

貞永元年十月三日 中宮大夫（花押）

大藏卿法印御房

〔注〕 次ノ文書ハ前文書ノ紙背ニ書カレテイル

「追申



仁和寺南院領但馬國新井庄申す、狹沼庄の田の
 事、
 件の庄は顛倒^③致されぬ、たとい庄號たるといえ

但馬國狹沼庄致顛倒

了、此上新井庄田

可有窄籠之訴処、若

猶令申給 綸旨者

令書上候敷

〔語注〕

① 綸旨 (リンジ)

藏人が天皇の意をうけて発給する奉書形式の文書。

本文中に天氣^{ほんん}という文字があり、この文書が綸旨であることが理解される。

② 顛倒 (テントウ)

物ごとがひっくり返ること、転じて莊園の支配が押領によって、実質を失う状態をいう。また廢止されること。

③ このように行を改めるのは、平出(ヘイシュツ)といつて、神仏・天皇・皇室等に関する文字が出ると、これに敬意を表わすためにとられる措置、一字分をあげ

ども、新井庄田は舊跡にまかせ延べ進むべきの由
仰せ下されぬ、此上は庄號を停止し了ぬ、相違
あるべからざるの由寺家存知すべし、者れば、
天氣此の如し、此の旨を以って申し入れられ給う
べし、仍って執達件の如し、

貞永元年十月三日

中宮大夫(花押)

大藏卿法印御房

〔(裏書) ⑥
追て申す〕

但馬國狹沼庄顛倒致し了ぬ、此の上は新井庄
田窄籠^⑦あるべきの訴^⑧の處、若し猶お
綸旨を申し給わらしむれば、書上せしめ^⑨
候や

る闕字の礼も敬意を表わすための措置である。

④ 天氣(テンキ) 天皇の御氣色・命令。天出を常とす
る。

⑤ 執達(シッタツ) 取りつぐことの意味。

⑥ 追て申す(オッてモウす)

追而書(おつてがき)という。追記のこと。文書の紙
背に書れている。

⑦ 窄籠(ロウロウ) 籠絡する。困窮落魄。

〔解説〕

狹沼庄の庄号廃止にともない、狹沼庄内にあった旧
新井庄の庄田についての存続を訴えた新井庄の申し入
れを入れて、旧庄田の新井庄への返還を認めた四条天
皇の綸旨である。新井庄は仁和寺南院領となっている
こと、新井庄と狹沼庄の庄域が入り組み状態にあるこ
となどがわかる。狹沼庄は豊岡市佐野附近にあった庄
園であり、但馬太田文によれば、狹沼郷三拾四町二反
大とあって国衙支配地となり、公文として八木九郎左
衛門尉高貫の名がみえる。

但馬國新井庄、宜しく預所職をして知行せしめ給
うべし、者れば、御宣の御氣色に依つて執達件の
如し、

嘉禎四季正月二十四日 法印(花押)

謹上 南勝院
中納言僧都御房

〔解説〕

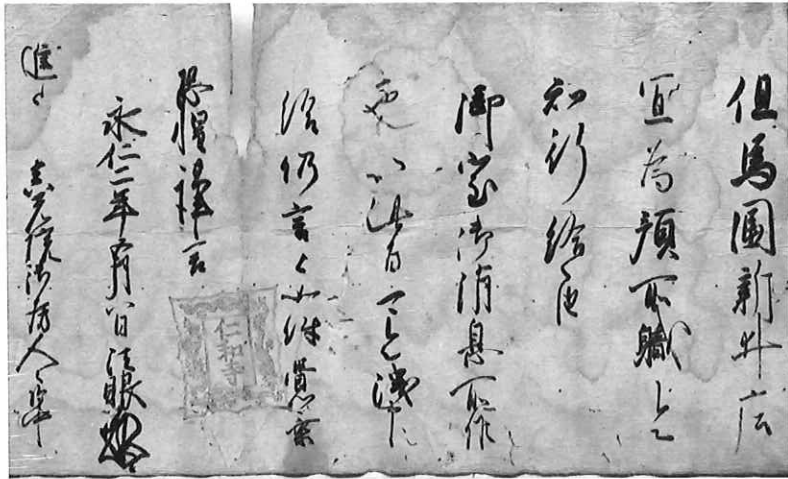
南勝院中納言僧都をして但馬國新井庄預所職を知行
せしめた仁和寺門跡の御教書である。

六六、仁和寺門跡御教書(仁和寺文書)

但馬國新井庄、宣爲預所職令知行給者、依御宣御氣色
執達如件、

嘉禎四季正月廿四日 法印(花押)

謹上 南勝院
中納言僧都御房



六七、法眼覺乘奉書（仁和寺文書）

但馬國新井庄、

宜爲預所職令

知行給之由、

御室御消息所候

也、以此旨可令洩申

給、仍言上如件、覺乘、

恐惶謹言、

永仁二年五月八日 法眼（花押）

進上 眞光院御房人々御中

〔語注〕

① 預所職（アズカリドコロシキ）

莊園領主の代理人として莊務を司る莊官の一つ。職（しき）は本来職務の職であったが、後に単なる職務ではなく權益をも含めた意味に用いられるようになる。

但馬國新井庄、宜しく預所職^①をして知行せしめ給うべきの由、

御室の御消息候^②ところなり、此の旨を以って洩れ申さしめ給うべし、仍って言上件の如し、覺乗恐惶謹言、

永仁二年五月八日 法眼(花押)

進上 眞光院御房人々御中

② 知行 (チギョウ)

土地とそこに住む人民を支配すること。領知すること。

③ 消息 (ショウソク) しょうそくとも。書信、書簡。

〔解説〕

御室門跡が法眼覚乗をして眞光院の但馬國新井庄の預所職の知行を命じた奉書である。



六八、後醍醐天皇綸旨（仁和寺文書）

但馬國新井庄、任決

斷所注進、御管領不

可有相違之由

天氣所候也、如此旨、可被

申入仁和寺宮給、仍執達如件、

建武元年十月十七日 左衛門權佐（花押）

謹上 大教院法印御房

〔語注〕

① 決斷所（ケツダンシヨ）

建武の新政に際して訴訟を聽断するために設けられた役所で、正式には雜訴決斷所という。

〔解説〕

この文書は、建武の新政に際して、仁和寺門跡の申し入れをうけて寺領の但馬國新井莊の知行を安堵せしめた後醍醐天皇の綸旨である。

但馬國新井庄、決斷所^①に任せて、御管領相違あるべからざるの由、

天氣候ところなり、此の如き旨、仁和寺の宮に申

しいれられ給うべし、仍って執達件の如し、

建武元年十月十七日 左衛門權佐（花押）

謹上 大教院法印御房

建武元年（一一三三）八月には新政の混乱なさまを

辛らつに皮肉つた二条河原の落書（建武年間記）が、

此比都にはやる物、夜討、強盜、謀綸旨、召人、

早馬、虚騒動、生頸、還俗、自由出家、俄大名、迷

もの、安堵、恩賞、虚軍、本領はなるる訴訟人、文書

入たる細葛、追従、讒人、禅律僧、下剋上する成出

者、器用の堪否沙汰もなく、もるる人なき決断所、

着つけぬ冠、上のきぬ、持もならはぬ笏持て内裏ま

じはり珍しや、賢者がほなる伝奏は、我も我もとみ

ゆれども、巧なりける詐は、愚かなるにやおとる

らん、

と語るように、時代の転換のなかで都の京都は蜂の巣をつついたような混乱の有様であった。なかでも諸事訴訟を聴断する雑訴決断所は全国から「本領はなるる訴訟人」が所領の安堵を求め、思い思いに「文書入れたる細葛」をかかえ、蝟集したため機能が麻痺して「もるる人なき決断所」と痛烈に皮肉批判している。

このようななかにあつて仁和寺門跡の働きかけでいち早く仁和寺領新井莊の知行安堵が後醍醐天皇によつて認可されたものであろう。それだけに但馬における鎌倉幕府の滅亡、建武新政、やがて南北朝合一への六十年にわたる南北朝の動乱期の有様がいかなる様相を呈したのかその実態とこの文書を較べてみるのもおもしろい。

進

寄進 但馬國八代庄安養院領田寄進

合拾石者

米事

右彼安養院田之下地者爲公文方
系也子細見于院宣并武家
下知和與狀本、而以彼安養院田
所當米拾石寄進于本

爲養院朝夕勤行新米也、永
代不可有相違、任先例可致其
沙汰、雖未來際、不可有其妨、
仍寄進之狀如件

正和五年三月 日

六九、八代庄安養院領田寄進狀

(德禪寺文書)

寄進 但馬國八代庄安養院田所當

(花押)

合拾石者

米事

右、彼安養院田之下地者、爲公文方

進退之、子細見于院宣并武家

下知和與狀本、而以彼安養院田

所當米拾石、所被寄進于本

安養院朝夕勤行新米也、永

代不可有相違、任先例可致其

沙汰、雖未來際、不可有其妨、

仍寄進之狀如件、

正和五年三月 日

(花押)

寄進す、但馬國八代庄安養院田の所當米^①の事、

合せて捨石者^てり、

右、彼の安養院田の下地^②は、公文方^③としてこれを進退^④す、子細は院宣并びに武家下知の和與狀^⑤等に見ゆ、而して彼の安養寺田の所當米捨石^⑥を以つて、本安養院の朝夕の勤行新米^⑦に寄進せらるることろ也、永代相違あるべからず、先例に任せて其の沙汰を致すべし、未來際^⑧と雖も其の妨げあるべからず、仍つて寄進の狀件の如し、

正和五年三月 日

〔語注〕

①所當米 (シヨトウマイ)

田租・畠租の正税米のこと。

②下地 (シタジ)

土地そのものをいう。土地の収益である上分 (シヨ

ウブン) に対する語。

③公文 (クモン)

莊園の莊官の一つ。莊園の事務をつかさどる。年貢の徴収や文書の取扱いなどを行った。

④進退 (シンタイ)

自由に支配すること。心のままに取扱うこと。

⑤和与狀 (ワヨジョウ)

和与とは一般に裁判における和解を意味する。裁判の白黒が明確に決着しがたい場合、両者が示談に及んで和解した。多くの所領相論の場合の下地中分がそれである。和与狀は両者の和解契約書ともいふべきものである。

⑥未來際 (ミライザイ)

「尽未來際」(ジンミライノサイ)ともいう。永久に、世のあらん限りの意。

〔解説〕

この文書は、八代莊領家方から安養院田の所當米一〇石を安養院の朝夕の勤行の料米として寄附した寄進

状である。

当該の安養院田の下地は公文方が支配しており、安

養院はその本年貢一〇石を収益する権利を得ていたものである。

寄進

寄進

但馬國八代庄安養院田所當米事

合拾石者

寄進

但馬國八代庄安養院田所當米事

合拾石者

右彼安養院田之下地者、爲公文方進退く、子細見于院宣并武家(等)和与狀本、而以彼安養院田所當米拾石、先領家去正和五年被寄附本安養朝夕勤行早、所殘拾石又爲件寺用重永代所被寄進也、任先例可致其沙汰、雖未來際、不可有其妨、仍寄進之狀如件、

元亨元年十月五日

七〇、八代庄安養院領田寄進狀

(德禪寺文書)

(花押)

元亨元年十月五日

〔語注〕

① 正和五（一三二六）年三月 日 八代莊安養院領田寄進状をさす。

② 勤行（ゴンギョウ）

仏前において読経を勤め励むこと。

〔解説〕

安養院の朝夕の勤行料米として寄附された一〇石の権益は、前号文書によって正和五（一三二六）年に領家方から寄進されたものであったが、その後支障をきたしていたものか、ここに改めて寄進状が立てられることになったものである。

（花押）

寄進す、但馬國八代庄安養院田の所當米の事

合せて拾石者^ズり、

右、彼の安養院田の下地は、公文方としてこれを進退す、子細は院宣、並びに武家和與狀^{（等）}木に見ゆ、而して彼の安養院田の所當米拾石を以って、先の領家去^{（えんか）}る正和五年本安養の朝夕の勤行^②に寄附せられ畢ぬ、残るところの拾石、また件の寺用として重ねて永代寄進するところ也、先例に任せて其の沙汰を致すべし、未來際と雖も、其の妨げあるべからず、仍って寄進の狀件の如し、

元亨元年十月五日

永代志ん仕候、但馬國大庭庄内
案主職事

副進

代々御下八通

右件職主國盛五代さうてんの地也、志かるを
代々安養寺ちやう羅義亭と志やう二、
代々乃御下文并かい不川乃里やうしゆ定念か
讓狀案と相具志て、永代幾進仕候所也、ここに
定念か讓狀一志のうちに伊含浦下司職を
ゆ川里て候間、後定念か讓狀の正文ハ國盛所地仕
て候、もし後讓狀の正文御用ニ候ハん時ハ、於ほせをかふり
候てちさん仕候ハバ、をやよて候もの堂めよき進
仕候りゑハ、國盛か志そんよをひてか乃所のき、いはうある
へからす候、も志此狀を所むき、遣ひハうをなすともから
出來候ハバ、佛てき堂るうゑハ、志さいニをこなうへく候もの
也、爲後日幾進狀如件、

ねがへば、後進狀七件

元禄三年七月十四日

中原國盛

七一、中原國盛寄進狀（德禪寺文書）

永代志ん仕候、但馬國大庭庄内

案主職事

副進

代々御下文八通

右件職者、國盛五代さうてんの地也、志かるを
八代庄安養寺ちやう羅義亭を志やう二、
代々乃御下文并かい不川乃里やうしゆ定念か
讓狀案を相具志て、永代幾進仕候所也、ここに
定念か讓狀一志のうちに伊含浦下司職を
ゆ川里て候間、後定念か讓狀の正文ハ國盛所地仕
て候、もし後讓狀の正文御用ニ候ハん時ハ、於ほせをかふり
候てちさん仕候ハバ、をやよて候もの堂めよき進
仕候りゑハ、國盛か志そんよをひてか乃所のき、いはうある
へからす候、も志此狀を所むき、遣ひハうをなすともから
出來候ハバ、佛てき堂るうゑハ、志さいニをこなうへく候もの
也、爲後日幾進狀如件、

永代(寄進)志進ん仕り候、但馬國大庭莊①の内家主職②の事、

副進む

代々の御下文八通③

右件の職は、國盛五代さうてんの地也、志(然)かるを八代莊安養寺(長老)ちやうらう義亭(和尙)を志やうに代々の御下文、并(開)びにかい(發)ほつ(領主)のりやうしゆ定念が讓狀案を相具して、永代(寄)き進仕り候ところ也、ここに定念が讓狀一(紙)し(内)のうちに伊含浦下司職(簿)をゆづりて候間、のち定念が讓狀の正文は國盛所持仕りて候、もし(君)のち讓狀の正文御用に候はん時は、おほせをか(衆)ぶ(持參)り候てちさん仕候べく候はば、をやにて候もののためにき進仕候うえは、國盛がし(子孫)そん(於)においてかの所の儀、い(通法)ほうあるべからず候、もし此の狀をそむき、遣(非)ひほうをなす(重)ともが出來候はば佛(敬)てきたるう(上)ゑは、し(死罪)さい(行)にをこなすべく候もの也、後日のためき進狀(寄)件の如し、

元弘三年七月十四日 中原國盛(花押)

元弘三年七月十四日 中原國盛(花押)

〔語注〕

① 大庭莊(オオバノシヨウ) 但馬國二方郡。

② 家主職(アンズンキ)

莊官の一つ。文書・記録の作製保管にあたる。

③ 下文(クダシブミ)

御家人として安堵をうけた代々の政所下文をいう

か。

④ 相伝(ソウデン) 代々受けつぐこと。

⑤ 開發領主(カイホツリョウシユ)

鎌倉幕府の御家人として典型的な武士。「御家人トハ

往昔以來、為_二開發領主_一、賜_二武家御下文_一人事也」(沙汰

未練書)とある。

⑥ 讓狀(ユズリジヨウ)

所領などの財産等の讓渡に際してその権利の移転を

証明する文書。

⑦ 下司職(ゲシンキ)

ゲスシキとも読む。上司に対する下級莊官の意。現

地の荘園で莊務にあたる公文・案主・田所などを統括し、年貢・夫役などを領主に納入する。

⑧ 正文（シヨウモン）

差出者と受取者との間に意志を伝達するために発給される文書の原本をいう。

〔解説〕

この文書は、中原国盛が五代相伝の地である大庭莊案主職を八代莊安養寺長老義亨和尚に寄附した寄進状である。

大庭莊案主職は、本来、開發領主の定念が所持して来たものであったが、中原国盛がその譲りを得て相伝し来たものである。

国盛は定念から譲渡された諸職の一部である大庭莊案主職を安養寺長老の義亨和尚に寄附したものであり、その他の諸職である伊含浦下司職は留保するところであったから、定念の譲状の正文は国盛が所持し、その譲状の案文（写し）とそれを安堵した將軍家政所下文八通をこの寄進状に添えて寄附したことがみえる。

〔折封ウハ書〕
拜上 德禪寺 衣鉢禪師
八代左京進 治眞
〔

〔端裏切封〕

謹しんで啓上せしめ候、
抑も安養寺の儀、如水軒相拘られ候處、舊多遠行の儀に候、然らば、寺家闕所^④に及び候、所詮、先々の如く御本寺として仰せ付けられる御仁躰を指下さるべき事肝要^⑤に候、當國亂中の儀に候間、然々これあるべからず候と雖も、此方において一切懈怠^⑥あるべからず候、委細玉龍寺より演説^⑦あるべく候間、詳^⑧にあたわらず候、恐惶謹言、

三月二十九日 治眞(八代花押)
拜上 德禪寺 衣鉢禪師

七二、八代治眞書狀寫(切紙)

(德禪寺文書)

〔折封ウハ書〕
拜上 德禪寺 衣鉢禪師
八代左京進 治眞
〔

〔端裏切封〕

謹令啓上候、
抑安養寺之儀、如水軒被相拘候處、舊多遠行之儀候、然者、寺家及闕所候、所詮、如先々爲御本寺被仰付御仁躰可被指下事肝要候、當國亂中儀候間、然々雖不可在之候、於此方一切不可在懈怠候、委細自玉龍寺可在演説候間、不能詳候、恐惶謹言、

三月廿九日 治眞(花押)
拜上 德禪寺 衣鉢禪師

〔語注〕

① 折封（オリフウ）

ウハ紙を本紙より長い紙で包み、上下の余った部分を後の方に折り返したもので、この封じ方は、室町頃の書状に多くみられた。

② 衣鉢（エハツ）

僧侶の用いる袈裟と鉄鉢。禅宗などで法を伝える証拠として衣鉢を授けたことに由来する。此処では末寺が御本寺の禅師に尊称として冠したものである。

③ 啓上（ケイジヨウ） 申し上げること。

④ 闕所（ケツショ）

所領の没収をいう。この場合は、安養寺が闕所となつたことをいう。

⑤ 肝要（カンヨウ） 最も必要なさま。大切。

⑥ 懈怠（ケタイ） 怠慢をいう。

⑦ 演説（エンゼツ） 意見を述べ説くこと。

〔解説〕

この書状は年未詳である。八代荘の公文八代左京進

治真が、大徳寺塔頭の徳禅寺に宛てて安養寺が闕所となつたことを歎き、従前の如く本寺からの然るべき住持の南向を仰ぎ、安養寺の再興を願い出た書状と思われる。「（但馬国）当国乱中の儀」とあるのは、南北朝内乱期の但馬の様子を伝えるものであろうか。八代氏が安養寺の外護者として、同寺の再興に活躍していることが知られる。

寄進す 安養寺田の事、

右の寺田は、領家御年貢として、毎年二〇石の處、公文進止の地たるの條、院宣、武家御下知等に明白の間、彼の米を以って領家の御方より當寺に御寄進し畢ぬ、然れば則ち、寺と云い、二〇石の下地と云い、領家の御寄進狀、並びに田地注文を相い副え、未來際を限り義亭^②上人に寄進し奉るところ也、次に宗眞別の寄進の田地等、注文別紙これ有り、子々孫々と雖も、一事以上違犯^{いば}の儀あるべからず矣、仍って寄進狀件の如し、

建武二年乙亥十一月十九日 沙彌宗眞(花押)

七三、八代宗眞寄進狀寫 (德禪寺文書)

寄進 安養寺田事、

右寺田者、爲領家御年貢、毎年貳拾石之處、爲公文進止之地之條、院宣、武家御下知等明白之間、以彼米自領家御方御寄進當寺畢、然者則、云寺、云貳拾石之下地、相副領家御寄進狀并田地注文、限未來際所奉寄進義亭^②上人也、次宗眞別寄進之田地等、注文別紙在之、雖子々孫々、一事以上不可有違犯之儀矣、仍寄進狀如件、

建武貳年乙亥十一月十九日 沙彌宗眞(花押)

〔語注〕

①公文(クモン)

莊園の莊官の一つ。本来莊園の文書をつかさどる役。安養寺田は八代莊の公文職の人給田であったことが「公文進止の地」とあることによってわかる。

②義亭(ギョウ)

宗峯（妙超）について大徳寺二世の長老となる。徹翁義亨禪師のこと。天応大現国師と勅諡される。「義亨禪師は、雲州の産にして、六歳に出塵の志あり、建仁寺鏡堂に投じて馭鳥の沙弥となり、十九歳に剃度し、後、鏡堂の順世に遇ひ、南禪の通翁に参ず、翁亦遷化し、遂に崇峰国師に従ひ、牛過窓楯話に参じて契悟し、嘉暦の初、峰、大徳寺に開堂するに丁り、師、

分坐説法せり、後、但馬の安養寺に開法し、建武四年峰の将に入滅せんとするや、師に命じて大徳の席を継がしめた。翌年春、勅を奉じて大徳寺に視察し、同寺の二祖となつた。」（孤峯智琛著『禪宗史』六七二頁）

③ 注文（チユウモン）

田地の地種・面積などを記した明細書き。

〔解説〕

但馬国気多郡八代荘の領家方から公文進止の安養院田の本年貢一〇石を朝夕の勤行料米として寄進をうけたことは、六九・七〇号文書で知られる。しかし、鎌倉末～南北朝期の内乱の過程で安養寺は闕所となつた

ものであろう。七二・七三号文書は、八代荘公文の八代氏が安養寺を外護して、同寺の再興に奔走していることが知られる。

この文書は、八代宗真が、徹翁義亨を迎え、安養寺の再興が計られたために、改めて安養寺と同寺田として本年貢一〇石を義亨に寄附した寄進状である。文言の中に当該の寺田に対する領家寄進状、並びに田地注文を添えるところがあるが、その田地注文にあたるのが次号の文書である。

七四、但馬八代庄安養寺田下地所

當注文（德禪寺文書）

*コノ文書、紙綴目二箇所アリ、ソノ裏毎ニ、
徹翁義亭并ニ八代宗貞ノ花押アリ。

〔但馬國八代安養寺文書 *ニツ折リニシタル裏ニ「德禪寺」トアリ。〕

〔包紙〕
文書裏判開山并八代宗貞判形也、

寄進 安養寺田下地所當注文事、

合壹町陸段内

ミヤノモト	二反六所當	一石八斗八升	作人源七
キナン	二反五	一石七斗四升	ヒチサキ入道
シラタ	二反七	二石一斗六升	彌太郎
カワシリ	二反小一	一石八斗二升	巧忍
カワシリ	二反小一	四斗七升	源七
イマホセ	大八	八斗一升四合	宗喜房
ハトム子	半八	六斗一升	佛念
イサコ	一反六	九斗四升	平次郎
口六カワラ	三反六	三石一斗	又三郎

同上

一反大大八
一石七斗五升四合

ツカワラ
小五
二斗六升七合

已上米十五石四升八合

本供僧田六段内

中シリ
二反六
一石八斗八升

中ナワテ
二反六
一石八斗八升

ウルウタニ
二反六
二石二升

二反七
已上五石七斗八升

別寄進田六段三百歩内

ハカマタニ
二反六
一石八斗八升

コシサカ
一反五
八斗七升

カチカキ
一反七
一石八升

アフラ田
一反四
七斗五合

狭沼郷
半
五斗四升

クシラ谷
小七
三斗六升

コモサカノ新開田
一反内六
九斗四升

已上六石三斗七升

惣都合田數二丁八段三百歩

西法

惣一

道西

道性

四郎檢校
藤太郎

作人次郎別當

作人四郎入道

々々佛念

々々竹貫二郎三郎

々々道誓

トウノ三郎二郎

所當米廿七石二斗三合

右、^(大)太畧注進如件、

建武二年乙亥十一月十九日

〔解説〕

この文書は、八代宗真寄進状に添えられた田地注文である。

安養寺開山となった義亨に寄進された田地の総計は二町八段三〇〇歩で、その所當米二十七石二斗三合の得分の収取権を持つこととなった。一〇二反の零細耕地の集積で、作人はその耕作百姓職所有者と思われる。南北朝期の耕作の百姓の存在形態が知られる点で興味を持たれる。斗代は九斗前後で、義亨は地主得分を得たものであろう。

奉寄進 但馬國高田頭職 田島事

今 是寄進大五十四步 并付別紙在之
并是八段 号八段垣 者 坪付別紙在之

右奉寄進梅尾入口坊乘達御房

者 亡父季能多年奉信仰地藏并

像一鉢彼坊 奉書畫仍為佛

油所此田島永代所寄進也 是偏

為訪亡父之菩提 且者為忠員

二世寄進申也 彼田島更不可有

雜公事 若忠員之親類之內

違亂者可被申行罪科者也 仍

寄進狀如件

正安貳年二月九日 源忠員

乘達御房

七五、源忠員、尼妙眞寄進狀

(高山寺文書)

奉寄進 但馬國高田鄉地頭職之内田島事

合 田地參町四段大五十四步 并付別紙在之
并島八段号八段垣

右、奉寄進梅尾入江坊乘達御房

者、亡父季能多年奉信仰地藏并

像一鉢彼坊ニ奉安置、仍為佛

油所此田島永代所寄進也、是偏

為訪亡父之菩提、且者為忠員

二世寄進申也、彼田島更不可有

雜公事、若忠員之親類之内

違亂者可被申行罪科者也、仍

寄進狀如件、

正安貳年二月九日 源忠員(花押)
尼妙眞(花押)

寄進し奉る 但馬國高田郷地頭職の内の田畠の事、

合せて田地三町四段大五十四歩併者り、坪付別紙
梅合せて、畠八段、八段垣と号す、これ梅在り
右、梅尾入江坊乗達御房□に寄進奉る、者れば、

亡父季能多年信仰し奉る地藏菩薩像一躰を彼の坊
に安置奉る、仍つて佛〔燈〕油料所として此の田畠
を永代寄進するところ也、是れ偏えに亡父の菩提
を訪わんがため、且つ忠員□□二世のために寄
進申す也、彼の田畠更に「雑公事万カあるべからず、
若し忠員の親類の内、違乱〔致すに於て〕は罪科
を申し行わるべきもの也、仍つて寄進の状件の如
し、

正安二年二月九日 源 忠員花押

尼 妙眞花押

乗達御房

〔語注〕

①梅尾（トガノオ）

梅は梅とがの誤字。即ち、京都の梅尾とがのの高山寺の塔頭入江坊の住僧。

②地藏菩薩（ジゾウボサツ）

地藏は衆生を化さんとする菩薩の一つ。わが国では末法到来時の救済者として地獄で歎き苦しむ人々（衆生）を救い導くものとして地藏信仰が普及した。父の季能も多年その信仰者の一人であったことがわかる。

③菩提を訪う（ホダイをトブラウ）

仏の正覚の智慧の訪れを求めること。

④万雑公事（マンゾウクウジ）

荘園において田租のことを年貢・所当といったのに対して、その他の夫役や雑物などを含めた雑税のことをいった。

〔解説〕

この文書は、正安二年、源忠員とその妻妙真尼が亡父季能の菩提を弔うため、亡父が生前多年厚く信仰していた念持仏の地藏尊一軀を京都の梅尾とがのの高山寺塔頭入江坊に安置した。その時、燈油料所として、入江坊

の住持乗達房に対し、気多郡高田郷地頭職のうち田地三町四段五十四歩と、それに併せて、畠八段所謂八段垣というものを寄附した寄進状である。忠員・妙真尼夫妻は亡き父季能の菩提の供養として永代燈明料を寄進し、亡父の念持仏地藏尊の仏果円満と威徳増進を祈念し、また入江坊の護持につとめ、併せて自分ら夫妻の後世安穩を祈念している。なお他日において忠員の親類一属といえどもこの田畠を犯してはならないと堅く注意を促している。

ところで源 忠員は、文言から気多郡高田郷の地頭であったことがわかるが、「但馬国太田文」によると、高田郷の地頭が高田次郎忠員であることがみえる。従って忠員は、本姓が源で高田郷を本拠としたところから高田氏の苗字を名乗ったものと思われる。高田氏の動向については通史編（上巻二七四頁）を参照。

